

広島県選挙管理委員会告示第三十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している別表の施設の指定を取り消した旨、福山市選挙管理委員会から報告があつた。

令和七年六月二日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

別表

施設の名称	所在地	取消年月日
福山市御野交流館神辺東 コミュニティセンター	福山市神辺町字上御領195番地5	令和6年10月4日